

令和元年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：委託事業にかかる財務事務の執行について【結果分】

部局等名 総務部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
39	<p>情報セキュリティ強靱化仮想環境保守業務委託 2 契約事務の適正性 (2) その他の事務の適正性について</p> <p>随意契約見積通知書における見積書提出日の誤りに ついて</p> <p>【現状の問題点】 随意契約を執行するに当たって、見積りを依頼した 事業者に対し随意契約見積通知書により、随意契約見 積対象事項、契約期間、見積書提出の日時及び場所等 を通知している。しかしながら、当該年度における通 知書では、見積書提出日が平成30年 3 月31日となっ ているが、正しくは平成30年 3 月28日である。なお、実 際の見積書徴取日は平成30年 3 月28日であった。</p> <p>【解決の方向性】 今後は、見積書提出日を正しく記載する必要があ る。</p>	<p>事業者に対し通知する文書等につい て、複数人での確認を行うなど、記載 内容の精査に努めてまいります。 (情報企画課)</p>	<p>○措置済 事業者に対し通知する文書等につい て、複数人での確認を行い、記載内容 を精査しております。 (情報企画課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和元年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：委託事業にかかる財務事務の執行について【結果分】

部局等名 財政部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
54	<p>平成30年度盛岡市納税推進センター運營業務委託</p> <p>3 委託事業の実施に対する市の関与の適正性</p> <p>(2) 業務の実績報告について</p> <p>月報及び年報の提出者について</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>委託先事業者は、実績報告として月報及び年報を市に対して提出するよう仕様書で定められているが、月報及び年報の提出者名が契約書記載の契約者名と同一ではなく、押印もなされていなかった。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>事業報告として提出される月報及び年報は、契約者により提出されるべきであるため、契約書記載の契約者名を記載させるとともに、契約印を押印の上、提出を求める必要がある。</p>	<p>事業報告として提出される月報及び年報について、責任の所在を明確にするため、契約者名の記載及び契約印を押印の上、提出するよう求めてまいります。</p> <p>(納税課)</p>	<p>○措置済</p> <p>月報及び年報について、契約者へ契約者名の記載及び契約印を押印の上、提出するよう求め、令和2年1月提出分から提出を受けております。</p> <p>(納税課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和元年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：委託事業にかかる財務事務の執行について【結果分】

部局等名 交流推進部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
57	<p>盛岡市立学校体育施設開故事業業務委託</p> <p>3 委託事業の実施に対する市の関与の適正性</p> <p>(1) 業務内容やその範囲の明確化について</p> <p>委託取扱要領の記載誤りについて</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>委託取扱要領の中で、委託事業の内容に委託することができない行政処分に関する事項が含まれており、一方で仕様書においては、委託業務の内容として、行政処分に関する事項の補助業務を行う旨の記載があることから、委託取扱要領の記載に誤りがあるものと考えられる。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>委託取扱要領の記載誤りを修正する必要がある。</p>	<p>監査結果に基づき、委託取扱要領の改正を行ってまいります。</p> <p>(スポーツ推進課)</p>	<p>○措置済</p> <p>監査結果に基づき、委託取扱要領の改正を行いました。</p> <p>令和2年3月27日 改正</p> <p>令和2年4月1日 施行</p> <p>(スポーツ推進課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和元年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：委託事業にかかる財務事務の執行について【結果分】

部局等名 交流推進部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
57	<p>盛岡市立学校体育施設開放事業業務委託 2 契約事務の適正性 (2) その他の事務の適正性について</p> <p>減免申請理由の記載の徹底について 【現状の問題点】 市立学校校舎等を使用する際の使用料については、減免申請書の提出により使用料の減免を行っている。しかし、減免申請書において減免申請理由の記載がないものが多数見受けられた。 【解決の方向性】 減免理由に該当することを明確にするためにも、減免申請理由の記載の徹底を図る必要がある。</p>	<p>年度当初に副校長会議で学校開放事業について説明する際、減免申請書の確認方法等を丁寧に説明するとともに、月次報告の際に申請書の受理状況を都度チェックすることといたします。</p> <p>また、減免申請書にあらかじめ減免申請の理由を選択でき、かつ営利目的ではない使用である旨を含めた減免理由を明確にするよう減免申請書の様式を変更・統一することといたします。</p> <p>(スポーツ推進課)</p>	<p>○措置済</p> <p>減免申請書に、あらかじめ減免申請の理由を選択でき、かつ営利目的ではない使用である旨を含めた減免理由を明確にするよう様式を変更し、令和2年4月以降配布しております。</p> <p>また、令和2年4月15日に開催した副校長会議において申請書の確認方法等を説明するとともに、月次報告の際に当課でチェックを行っております。</p> <p>(スポーツ推進課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和元年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：委託事業にかかる財務事務の執行について【結果分】

部局等名 環境部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
63	<p>定期点検整備業務委託</p> <p>1 事業の有効性</p> <p>(2) 事業の契約方法及び実施方法について</p> <p>再委託の承諾について</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>再委託の承諾をする際、市は委託先事業者から、再委託内容、再委託業者のリストを入手し、リストの記載内容の確認を行ない、再委託の承諾をしている。</p> <p>しかし、再委託に関する、契約書、注文書（注文請書）等の入手はしていなかった。</p> <p>また、再委託を承諾する理由について、文書化されていなかった。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>再委託が必要となる合理的な理由を検討し、その合理的な理由を文書化した上で承諾すべきである。</p>	<p>委託先事業者が再委託を行う際は、再委託内容や再委託業者名のほか再委託予定金額及び再委託が必要となる理由を記載した再委託承諾願を提出させ、再委託予定金額が妥当であり、かつ、再委託が必要となる理由が合理的であると認められる場合は、承諾の理由及び条件を文書により付した上で再委託を承諾することといたします。また、契約書や注文書等を添付した再委託届を提出させ、再委託契約が適正に行われていることを確認することといたします。</p> <p style="text-align: right;">（クリーンセンター）</p>	<p>○措置済</p> <p>令和2年度の当該業務委託につきましては、再委託に係る業務内容・業者名・予定金額・理由を記載した再委託承諾願を提出させ、予定金額が妥当であり、かつ、理由が合理的であると認められる場合は、承諾の理由及び条件を付して、書面により再委託の承諾を通知しました。また、再委託届提出の際に、添付の契約書や注文書等により、再委託契約が適正に行われていることを確認しました。</p> <p style="text-align: right;">（クリーンセンター）</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和元年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：委託事業にかかる財務事務の執行について【結果分】

部局等名 環境部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
68	<p>平成30年度リサイクルセンター浸出水処理施設及び玉山廃棄物処分場浸出水処理施設維持管理等業務委託</p> <p>3 委託事業の実施に対する市の関与の適正性</p> <p>(1) 業務内容やその範囲の明確化について</p> <p>成果品について</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>成果品について、業務完了後の提出書類として仕様書に明記されている「今後の運転作業マニュアル(案)」(以下、「マニュアル(案)」という。)が提出されていないため、速やかに委託先事業者よりマニュアル(案)を入手する必要がある。また、仕様書の中の業務の内容として「マニュアル(案)の作成」が明記されていなかった。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>マニュアル(案)の作成を確実に履行させるためにも、仕様書中の業務の内容としてもマニュアル(案)の作成を明記すべきである。</p>	<p>「今後の運転作業マニュアル(案)」の平成30年度分について入手しました。</p> <p>令和元年度についても、業者に対して改めて仕様書の内容について説明し、確実に提出させることといたします。</p> <p>令和2年度は、仕様書中の業務内容としても明記することといたします。</p> <p>(リサイクルセンター)</p>	<p>○措置済</p> <p>令和元年度は、委託先事業者から「マニュアル(案)」の提出がありました。</p> <p>令和2年度は、業務完了後の提出書類と併せて仕様書の業務の内容としても明記しました。</p> <p>(リサイクルセンター)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和元年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：委託事業にかかる財務事務の執行について【結果分】

部局等名 商工労働部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
91	<p>平成30年度もりおか元気応援寄附金推進事業業務委託（単価契約）</p> <p>3 委託事業の実施に対する市の関与の適正性</p> <p>(1) 業務内容やその範囲の明確化について</p> <p>報告書の体裁について</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>本事業の仕様書では、「寄附金額及び付与ポイントの実績の報告」及び「付与ポイントの受払状況等の報告」と定めがある。</p> <p>寄附金額及び付与ポイントの実績については書面による報告が行われていたが、付与ポイントの受払状況については、システムの画面表示として付与ポイントを閲覧できるというだけで書面による報告が行われていなかった。これは実質的には委託先事業者から報告がなされていないものと言える。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>業務委託に関する報告の網羅性を担保するためにも、仕様書において報告の形態や、報告書の書式、体裁を定めるべきである。</p>	<p>毎月の付与ポイントの実績は、市においてシステムで確認できることから、仕様書において、管理の方法や提出を求める報告書の種類を改めるものいたします。</p> <p>なお、現契約においては、ポイント制は廃止しており、この条文は削除されているものです。</p> <p style="text-align: right;">(ものづくり推進課)</p>	<p>○措置済</p> <p>業務委託において、付与ポイントの管理は適正に行われるべきであり、付与ポイントの受払いについては、その都度確認できる状況に管理されていることが求められますが、受払の状況の報告は、毎月の付与ポイントの実績で担保されるものでありますことから、仕様書において、管理の方法や報告の形態、報告書の書式を改めるものいたします。</p> <p>なお、現契約においては、ポイント制は廃止しており、この条文は削除されているものです。</p> <p style="text-align: right;">(ものづくり推進課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和元年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：委託事業にかかる財務事務の執行について【結果分】

部局等名 交流推進部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
93	<p>東北絆まつり2018盛岡におけるインバウンド対応PR業務委託</p> <p>1 事業の有効性</p> <p>(2) 事業の契約方法及び実施方法について</p> <p>再委任の申請手続について</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>本事業における契約業務の一部である「海外プロモーション」については、実質的にいわて銀河鉄道株式会社に請け負わせていながら、再委任の手続及び市の承諾にかかる書類が残されていなかった。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>今後は、同様のイベントが実施される際に文書で残すことに留意されたい。</p>	<p>業務委託契約において、契約業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、再委任に係る協議及び承諾の経緯を文書で保存することとし、適正に事務処理を行ってまいります。</p> <p>(観光課)</p>	<p>○措置済</p> <p>意見を踏まえ、委託業務の実施にあたっては、契約業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、再委任に係る協議及び承諾の経緯を文書で保存することとしております。</p> <p>(観光課)</p>

令和元年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：委託事業にかかる財務事務の執行について【結果分】

部局等名 農林部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
97	<p>平成30年度「もりおかの食と農バリューアップ推進事業に係る盛岡産農畜産物を活用した消費と交流の機会創出支援業務委託」</p> <p>3 委託事業の実施に対する市の関与の適正性</p> <p>(1) 業務内容やその範囲の明確化について</p> <p>仕様書に定める業務内容について</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>本事業の仕様書において、委託業務内容として「本市の生産者、食産業事業者等が、食材等を供給するための具体的な方策を提示する」と明記されている。ところが、仕様書に記載されているような具体的な方策について、委託先事業者より提示されておらず、現状では、業務が履行されたとは言えない。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>委託業務内容が適切に履行されるようにするためにも、市は、受託者にどのような成果を求めるのかを明確にし、市と受託者双方が納得した内容を仕様書に記載し、業務委託をする必要がある。</p>	<p>指摘のあった「本市の生産者、食産業事業者等が、食材等を供給するための具体的な方策を提示する」という項目については、プロポーザルにおいて第1順位者がそれに代わる案を提案し、審査後の協議において、第1順位者の提案を採用することを双方了承したものでありますが、その旨を仕様書に反映させることに遺漏があったものです。</p> <p>公募型プロポーザル実施要項中の、仕様書の作成に係る規定について、プロポーザル実施後、市と第1順位者との協議のうえ公募時の仕様書を必要に応じて変更できる旨を明確にし、実際の事務手続きにおいても、遺漏が無いよう、複数名の職員による確認を徹底することといたします。</p> <p>(農政課)</p>	<p>○措置済</p> <p>各公募型プロポーザル実施要項に、「契約の内容となる仕様書は、第1順位者が提出した企画提案書等を基に作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、市と第1順位者との協議により提案内容を一部変更した上で、仕様書を作成することがある。」と明記し、市と受託者双方が納得した内容を仕様書に記載し、業務委託を実施しております。また、事務手続きにおいても複数名の職員による確認を徹底し、遺漏が無いよう確認しております。</p> <p>(農政課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

様式 1

令和元年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：委託事業にかかる財務事務の執行について【結果分】

部局等名 建設部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
100	<p>平成30年度年間単価契約道路清掃業務委託</p> <p>1 事業の有効性 (2) 事業の契約方法及び実施方法について</p> <p>貸与車両の車検時期の再検討について</p> <p>【現状の問題点】 委託先事業者に貸与している路面清掃車の車検時期について、毎年4月に車検を受けていることから、雪解け時期で道路清掃が特に必要な時期と考えられる4月に道路清掃作業を実施できていない。</p> <p>【解決の方向性】 車検時期を前倒しすることで対応可能であることから、早急に清掃業務の実施時期を見直すことが必要である。</p>	<p>4月に道路清掃作業を実施できるよう、車検時期の調整を行ってまいります。</p> <p>(道路管理課)</p>	<p>○措置済</p> <p>令和2年4月には、道路清掃作業を実施いたしました。今後とも4月から道路清掃作業をできるよう、車検時期の調整を行ってまいります。(令和2年度の車検については、令和2年5月に実施済となっております。)</p> <p>(道路管理課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和元年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：委託事業にかかる財務事務の執行について【結果分】

部局等名 都市整備部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
118	<p>(仮称)新盛岡バスセンター整備に関する調査業務委託</p> <p>1 事業の有効性 (2) 事業の契約方法及び実施方法について</p> <p>再委託内容の検証について</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>再委託部分における人件費について、委託先事業者が積算した直接人件費が、市が積算した金額の約2.4倍となっているが、市は、再委託部分については民間事業者間の契約であるため、特に問題ないものと認識している。</p> <p>また、再委託の承認に関して、承認の起案はされていたが、承認にあたっての具体的な検討状況の文書化はされていなかった。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>再委託の承認にあたっては、再委託部分の市の積算と委託先事業者の積算が大きく異なる場合には、詳細に検討し、合理的な理由があることを確認することが必要であり、さらには、事業実施後の検証可能性を確保するためにも、その理由について文書化することが必要である。</p>	<p>本ケースは、本事業を委託先事業者を代理人とする公民連携として推進するに当たり、市が委託先事業者に発注した業務委託について、委託先事業者が事業推進を図るために、第三者へ既に発注していた別の業務委託の成果の一部を使用したいとして、下請負承諾願の提出があったものです。</p> <p>委託先事業者が既に発注していた別の業務委託には、下請負承諾願に記載の下請負部分だけでなく広範な業務が含まれており、それを含めて直接人件費を積算したため、市と委託先事業者の直接人件費に大きく開きがあったものです。</p> <p>今後、同様のケースでは、積算内訳を提出させるとともに、合理的な理由を確認した上で承認するものとし、事業実施後の検証可能性を確保するため、その理由を下請負承諾願に添付し文書化することといたします。</p> <p>(まちなか整備室)</p>	<p>○措置済</p> <p>令和2年度においても、平成30年度と同様に委託先事業者を代理人とする公民連携において本事業を推進しております。</p> <p>今年度は再委託による下請負はなされておりませんが、本事業は令和3年度まで継続する予定となっておりますので、業務委託契約を締結した上で再委託が発生することとなった際は、令和元年度包括外部監査の結果において指摘された問題点を踏まえて対応することを徹底しております。</p> <p>(まちなか整備室)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和元年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第6項）

テーマ：委託事業にかかる財務事務の執行について【結果分】

部局等名 教育委員会

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
121	<p>平成30年度県費負担教職員研修業務委託</p> <p>3 委託事業の実施に対する市の関与の適正性</p> <p>(2) 業務の実績報告について</p> <p>実績報告書の記載内容の誤りについて</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>法改正により、研修名が「十年経験者研修」から「中堅教諭等資質向上研修」に改められたが、研修業務を受託した岩手県から提出された実績報告書においては、法改正前の研修名のまま記載がなされていた。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>実績報告書における業務内容については、正確に記載するよう徹底する必要がある。</p>	<p>報告書における事業内容等については、正確に記載されるよう仕様書との突合を徹底してまいります。</p> <p>(学校教育課)</p> <p>(教育研究所)</p>	<p>○措置済</p> <p>実績報告書における業務内容について、正しい記載内容に改められております。</p> <p>(学校教育課)</p> <p>(教育研究所)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和元年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：委託事業にかかる財務事務の執行について【意見分】

部局等名 総務部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
40	<p>情報セキュリティ強靱化仮想環境保守業務委託 3 委託事業の実施に対する市の関与の適正性 (1) 業務内容やその範囲の明確化について</p> <p>保守対象の明示について 【現状の問題点】 仕様書上において、具体的な保守対象が明らかになっていない。 これは、本契約の対象となる仮想化環境を構築導入した事業者との一者随意契約であることから、仕様書上明示せずとも保守対象を共有できているとの判断に起因していると考えるが、当該契約は、仮想化環境の構築導入とは別個の契約である。</p> <p>【解決の方向性】 保守対象となる個別具体的な機器名や設置先、数量などを仕様書上、明示する必要がある。</p>	<p>業務を委託するにあたり、業務内容に齟齬が生じないように、保守対象となる機器名、数量などを具体的に記載するよう努めてまいります。</p> <p>(情報企画課)</p>	<p>○措置済 業務を委託するにあたり、業務内容に齟齬が生じないように、保守対象となる機器名、数量などを具体的に記載しております。</p> <p>(情報企画課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和元年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：委託事業にかかる財務事務の執行について【意見分】

部局等名 総務部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
41	<p>情報セキュリティ強靱化仮想環境保守業務委託 2 契約事務の適正性 (2) その他の事務の適正性について</p> <p>請求遅延について 【現状の問題点】 委託先事業者から業務実施報告書が毎月末に提出され、市が同日付けで業務完了確認を行い、委託先事業者から市に対して委託料の請求が行われる流れであったが、ひと月以上遅れて委託料の請求を行っている請求遅延の月があった。 【解決の方向性】 今後は、請求遅延がないか留意するとともに、請求遅延があれば、繰り返し請求を促すといった対応を行うことが望ましい。</p>	<p>業務完了後、請求書の速やかな提出を促し、請求遅延が発生しないように努めてまいります。また、事業者からの請求について、随時確認を行い、請求遅延が発生した場合は、繰り返し事業者に請求を促すように努めてまいります。</p> <p>(情報企画課)</p>	<p>○措置済 業務完了後、請求書の速やかな提出を促し、請求遅延が発生しないように努めております。また、事業者からの請求について、随時確認を行い、請求遅延が発生した場合は、繰り返し事業者に請求を促すこととしております。</p> <p>(情報企画課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和元年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：委託事業にかかる財務事務の執行について【意見分】

部局等名 総務部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
43	<p>住民基本台帳ネットワークシステム運用等事務委託 2 契約事務の適正性 (1) 契約金額及び予定価格の妥当性にかかる事項</p> <p>予定価格の妥当性の検証について 【現状の問題点】 本委託契約の予定価格は、受注者からの参考見積書をもとに設計され、内訳書に詳細が示されているが、その内訳書の内容が適切か否か等について、受注者以外から参考見積書を徴し確認する等十分な検証がなされていない。 【解決の方向性】 予定価格の設計に当たっては、複数の参考見積書を徴すなどして、予定価格の妥当性の検証を行うとともに、その検証過程を記録し、事後的にも予定価格の妥当性を明らかに出来るようにする必要がある。</p>	<p>当該システムは、住民記録システムと一体の運用を前提としており、他ベンダーへの見積もり徴取にあたっては、窓口システム全体の見直しを含めた検討が必要であり、システムの安定稼働等を考慮し、一定期間（5年から10年）ごとに複数のシステムを比較検討し、システム全体の見直しを図るなど、システムの適正化に努めてまいります。</p> <p>また、予定価格の設計にあたり、事業内容を検証、精査し、予定価格の妥当性を明らかにした上で事業を実施してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(情報企画課)</p>	<p>○措置済</p> <p>当該システムは、住民記録システムと一体の運用を前提としており、他ベンダーへの見積徴取にあたっては、窓口システム全体の見直しを含めた検討が必要であり、システムの安定稼働等を考慮し、一定期間（5年から10年）ごとに複数のシステムを比較検討し、システム全体の見直しを図るなど、システムの適正化に努めることとしました。</p> <p>また、予定価格は、受注者からの参考見積書をもとに設計しておりますが、事業内容を過去に実施した同様の業務と比較検証、精査し、内訳の積算内容が過大では無いこと、類する業務と作業員単価を比較し、金額に大きな差異が無いことを担当者が確認し、予定価格の妥当性を明らかにした上で事業を実施しております。</p> <p style="text-align: right;">(情報企画課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和元年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：委託事業にかかる財務事務の執行について【意見分】

部局等名 総務部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
45	<p>住民記録システム管理運用事務等委託 2 契約事務の適正性 (1) 契約金額及び予定価格の妥当性にかかる事項</p> <p>予定価格の妥当性の検証について 【現状の問題点】 本委託契約の予定価格は、受注者からの参考見積書をもとに設計され、内訳書にその詳細が示されているが、その内訳書の内容が適切か否か等について、受注者以外から参考見積を徴し確認する等十分な検証がなされていなかった。 また、機器更新のタイミング（5年に1回程度）で他者から参考見積書を徴しているが、当該年度の契約においては、参考見積書を徴していなかった。 【解決の方向性】 予定価格の設計に当たっては、複数の参考見積書を徴すなどして、予定価格の妥当性の検証を行うとともに、その検証過程を記録し、事後的にも予定価格の妥当性を明らかに出来るようにする必要がある。</p>	<p>当該システムは、住民基本台帳の管理のほか、税・福祉システムの基幹部分を担っていることから、連携する業務システムの見直しなどを含めた検討が必要となり、システムの安定稼働等を考慮し、一定期間（5年から10年）ごとに複数のシステムを比較検討し、システム全体の見直しを図るなど、システムの適正化に努めてまいります。</p> <p>また、予定価格の設計にあたり、事業内容を検証、精査し、予定価格の妥当性を明らかにした上で事業を実施してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(情報企画課)</p>	<p>○措置済</p> <p>当該システムは、住民基本台帳の管理のほか、税・福祉システムの基幹部分を担っていることから、連携する業務システムの見直しなどを含めた検討が必要となり、システムの安定稼働等を考慮し、一定期間（5年から10年）ごとに複数のシステムを比較検討し、システム全体の見直しを図るなど、システムの適正化に努めることとしました。</p> <p>また、予定価格は、受注者からの参考見積書をもとに設計しておりますが、事業内容を過去に実施した同様の業務と比較検証、精査し、内訳の積算内容が過大では無いこと、類する業務と作業員単価を比較し、金額に大きな差異が無いことを担当者が確認し、予定価格の妥当性を明らかにした上で事業を実施しております。</p> <p style="text-align: right;">(情報企画課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和元年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：委託事業にかかる財務事務の執行について【意見分】

部局等名 財政部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
55	<p>平成30年度盛岡市納税推進センター運營業務委託</p> <p>1 事業の有効性 (1) 事業の有効性について</p> <p>客観的な評価基準の設定について</p> <p>【現状の問題点】 更新時に一者随意契約を行うための根拠として、業務実績の良好性を確認する業務委託評価シートが設けられているが、その評価項目が、仕様書の項目に従って設定されているため、仕様書どおりの業務履行をするだけで評価を受けることができってしまうことから、評価区分として適切に機能していない。</p> <p>【解決の方向性】 客観的な評価基準の設定について、良好であるか否かを判断するにあたっては、できるだけ客観的な目標を成果として設定することが必要であり、その目標値の達成状況によって、評価すべきである。</p>	<p>当該業務の更新に当たっての評価基準については、令和2年度の契約から契約段階において数値化できる客観的な指標も定め、評価を行うことを検討してまいります。</p> <p>(納税課)</p>	<p>○措置済</p> <p>当該業務の目的は架電により滞納者へ接触を図り納税の慫慂を行うことです。</p> <p>そのため客観的な評価基準として架電による「接触率」を設定し、過去3か年の架電依頼及び接触状況から目標を定め、目標値への到達割合により評価を行うこととしております。</p> <p>(納税課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和元年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：委託事業にかかる財務事務の執行について【意見分】

部局等名 交流推進部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
58	<p>盛岡市立学校体育施設開放事業業務委託</p> <p>2 契約事務の適正性</p> <p>(2) その他の事務の適正性について</p> <p>減免理由に該当することの確認について</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>市立学校校舎等を使用する際の使用料の減免理由については、具体的には、「体育に使用するとき（営利を目的とする場合を除く。）」に該当するものとしていますが、減免申請書ではその使用が営利目的か否かの判定を行うことが困難である。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>減免理由に該当することを明確にするためにも、営利目的の有無については、確認を行う必要がある。たとえば、減免申請書に、参加料を徴収しない旨を記載させるなどの方法により、減免理由に該当することを明確に確認する必要がある。</p>	<p>年度当初に副校長会議で学校開放事業について説明する際、減免申請書の確認方法等を丁寧に説明するとともに、月次報告の際に申請書の受理状況を都度チェックすることといたします。</p> <p>また、減免申請書にあらかじめ減免申請の理由を選択でき、かつ営利目的ではない使用である旨を含めた減免理由を明確にするよう減免申請書の様式を変更・統一することといたします。</p> <p>(スポーツ推進課)</p>	<p>○措置済</p> <p>減免申請書に、あらかじめ減免申請の理由を選択でき、かつ営利目的ではない使用である旨を含めた減免理由を明確にするよう様式を変更し、令和2年4月以降配布しております。</p> <p>また、令和2年4月15日に開催された副校長会議において申請書の確認方法を説明するとともに、月次報告の際に当課でチェックを行っております。</p> <p>(スポーツ推進課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和元年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：委託事業にかかる財務事務の執行について【意見分】

部局等名 交流推進部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
59	<p>盛岡市立学校体育施設開放事業業務委託</p> <p>3 委託事業の実施に対する市の関与の適正性 (2) 業務の実績報告について</p> <p>支出内容の妥当性の検証について</p> <p>【現状の問題点】 収支精算書の支出の部の説明欄の記載が不足していることにより、支出内容の妥当性の検証ができていない。 また、全ての収支精算書において、委託取扱要領の委託額が90,000円以内とするところを支出額が90,000円丁度であった。端数調整等を行わない限り、現実的にはあり得ないと考える。そのほか、予算書と用途が大きく異なっていた事例もあった。</p> <p>【解決の方向性】 支出内容を確認するために、説明欄の記載を充実させたり、支出金額を確認するために、領収書や通帳の写しの添付を求めたりする方法などを検討し、支出の妥当性の検証をより確実にを行う必要がある。</p>	<p>委託取扱要領における委託料の対象に「学校体育施設の管理運営に要する経費」を加え、より実態に即した規定に修正するとともに、当該経費の内容を説明欄に記載させるほか、必要に応じて証拠書類の提出を求めるなど、対象外経費が含まれていないことを確認することといたします。</p> <p>また、当該委託契約は、90,000円の総額契約を意図していることから、委託取扱要領における委託料について、「90,000円以内」から、「90,000円」に規定を修正することといたします。</p> <p>(スポーツ推進課)</p>	<p>○措置済</p> <p>委託取扱要領における委託料の対象に「学校体育施設の管理運営に要する経費」を加え、総額契約を明確にするために委託額を「90,000円」に修正しました。</p> <p>令和2年3月27日 改正 令和2年4月1日 施行</p> <p>また、令和2年4月15日開催した副校長会議において、説明欄へ経費内容が明確にわかるよう記載を指示するとともに、収支精算書提出時に、対象外経費が含まれていないことを当課で確認することとしております。</p> <p>(スポーツ推進課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和元年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：委託事業にかかる財務事務の執行について【意見分】

部局等名 環境部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
62	<p>焼却残灰等運搬業務委託</p> <p>2 契約事務の適正性</p> <p>(2) その他の事務の適正性について</p> <p>見積書に添付される内訳書について</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>随意契約の見積り合わせに際し、見積金額の内訳が記載された内訳書が添付されるが、その内訳書の中で各項目別の算出根拠や内訳を記載する欄が未記入の事業者があった。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>内訳書について、算出根拠の記載は、記入がないからといって見積り合わせが無効になるわけではないが、市としても算出根拠を分析し、検証を実施し、市の設計額の積算に役立て、本事業の経済性を高めるためにも、算出根拠の記入を強く促すよう努めるべきである。</p>	<p>本事業の経済性を高めるため、随意契約の見積り合わせに際し、見積事業者へ口頭のみで求めている見積金額の内訳書の提出を随意契約見積通知書に明記した上で、算出根拠の記入漏れがない内訳書を提出させることといたします。</p> <p>(クリーンセンター)</p>	<p>○措置済</p> <p>令和2年度当該業務委託の随意契約見積通知書に、見積金額の算出根拠を記載した内訳書の提出を求める旨を明記しました。</p> <p>また、内訳書の記載内容に記入漏れが無いことを確認のうえ、見積り合わせを執行しました。</p> <p>(クリーンセンター)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和元年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：委託事業にかかる財務事務の執行について【意見分】

部局等名 環境部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
66	<p>家庭系廃棄物地区別収集運搬業務委託（a 地区）</p> <p>2 契約事務の適正性</p> <p>(2) その他の事務の適正性について</p> <p>入札書に添付される内訳書について</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>指名競争入札に際し、入札金額の内訳が記載された内訳書が添付されるが、その内訳書の中で各項目別の算出根拠や内訳を記載する欄が未記入の事業者が半数以上いた。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>内訳書について、算出根拠の記載は、記入がないからといって入札が無効になるわけではないが、市としても算出根拠を分析し、検証を実施し、市の設計額の積算に役立て、本事業の経済性を高めるためにも、算出根拠の記入を強く促すよう努めるべきである。</p>	<p>本事業の経済性を高めるため、指名競争入札に際し、入札事業者へ口頭のみで求めていた入札金額の内訳書の提出を指名競争入札通知書に明記した上で、積算根拠の記入漏れがない内訳書を提出させることといたします。</p> <p>(収集センター)</p>	<p>○措置済</p> <p>令和2年度当該業務委託の指名競争入札通知書に、入札金額の算出根拠を記載した内訳書の提出を求める旨を明記しました。</p> <p>また、内訳書の記載内容に記入漏れが無いことを確認のうえ、指名競争入札を執行しました。</p> <p>(収集センター)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和元年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：委託事業にかかる財務事務の執行について【意見分】

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
73	<p>地域活動支援センター I 型事業業務委託</p> <p>1 事業の有効性 (1) 事業の有効性について</p> <p>委託業務の評価について</p> <p>【現状の問題点】 本事業の中の都南文化会館調理室実施分については、参加人数が著しく少なく、委託料に対する十分な効果が得られているのか疑問である。</p> <p>【解決の方向性】 参加人数等についての当初目標を設定し、他市の類似事業の実施状況について情報収集することや、盛岡市内地域活動支援センターの情報交換会を開催し、運営改善の方策等について情報収集し、当所の事業運営に生かすべきである。</p>	<p>地域活動支援センター I 型事業の都南文化会館調理室実施分は、関係者からの要望で平成30年度から開始したものでありますが、周知が不十分であったことから、令和 2 年度実施分については、市の広報紙等の広報媒体を活用し、広く周知を図ることといたします。</p> <p>また、令和 3 年度以降については、令和 2 年度に実施する盛岡市障がい福祉実施計画（第 6 期）策定時に、本事業の是非も含めて検討することといたします。</p> <p style="text-align: right;">(障がい福祉課)</p>	<p>○措置済</p> <p>委託先事業者と協議の上、本サービスの利用者層が集まる病院等に告知の掲示を行ったことにより、令和元年度～2 年度は、利用者数が増加しました。</p> <p>今後は、引き続き有効な周知方法を検討し、利用者の推移を見守り、盛岡市障がい福祉実施計画（第 6 期）策定に併せ、本事業のあり方について検討します。</p> <p style="text-align: right;">(障がい福祉課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和元年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：委託事業にかかる財務事務の執行について【意見分】

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
73	<p>地域活動支援センター I 型事業業務委託</p> <p>1 事業の有効性</p> <p>(2) 事業の契約方法及び実施方法について</p> <p>委託先事業者の選定理由について</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>契約執行時の伺い文において、一者随意契約における選定理由が「当該事業の受託実績があり、円滑な事業運営が可能な法人である」とあるが、当該理由では他に事業運営が可能な法人があり得ると考えられる。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>業者選定理由を明確にし、一者随意契約の正当性を伺い文に明記すべきである。</p>	<p>地域活動支援センター機能強化に係る補助を受けるためには、事業者が指定相談支援事業所で、かつ、委託相談事業者であることが条件とされており、地域活動支援センター I 型を受託できる施設と人員を満たす法人は、現在、当該法人一者のみであることから、根拠法令等を含め随意契約の正当性を、伺い文に記述することといたします。</p> <p>(障がい福祉課)</p>	<p>○措置済</p> <p>令和 2 年度の業務委託の実施に当たっては、地域活動支援センター事業に係る国庫補助を受けるための要件（指定相談支援事業所かつ委託相談支援事業所であること）を満たす唯一の事業者であること等、随意契約の正当性について明記しました。</p> <p>(障がい福祉課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和元年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：委託事業にかかる財務事務の執行について【意見分】

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
74	<p>地域活動支援センター I 型事業業務委託</p> <p>3 委託事業の実施に対する市の関与の適正性</p> <p>(2) 業務の実績報告について</p> <p>委託事業の収入及び支出の内容把握について</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>市は、収入及び支出の内容把握に関し、委託先事業者から収入・支出の内訳資料を入手しているが、収入合計及び支出合計が同額になっており、支出金額が実態を表わしているものが不明である。</p> <p>また、支出額の中に「退職引当金」が含まれており、本事業に直接関係するものとは考えられない。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>委託先事業者から入手する収入・支出の内訳を精査し、事業の評価及び委託料への反映を検討すべきである。</p>	<p>委託先に提出させている収入・支出の内訳資料は、市が支出する委託料がどのように使われているか確認するために提出させているものです。</p> <p>ただし、今回問題とされた退職引当金については、委託事業会計ではなく法人会計から支出することが妥当とも考えられることから、今後においては、あらかじめ経費として認められる費目を示し、事業者を確認させることといたします。</p> <p>また、必要に応じて現地確認を行うものといたします。</p> <p style="text-align: right;">(障がい福祉課)</p>	<p>○措置済</p> <p>委託事業者に対し、退職引当金は、委託事業会計ではなく法人会計から支出されるべきであることを説明し、委託事業に直接関係する費用について両者で確認し、事業者の理解を得ました。</p> <p>これにより、令和元年度実績の収入・支出内訳資料においては、支出内容は本事業に直接関係する費目についてのみの記載に修正されたところであります。</p> <p>なお、現地確認については、委託事業に直接関係する費用を両者で確認し、委託先事業者より確認内容を理解し修正する旨の回答があったことから、実施しないこととしております。</p> <p style="text-align: right;">(障がい福祉課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和元年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：委託事業にかかる財務事務の執行について【意見分】

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
76	<p>平成30年度敬老バス運行業務委託（単価契約） 3 委託事業の実施に対する市の関与の適正性 (1) 業務内容やその範囲の明確化について</p> <p>敬老バスの使用回数の明示について 【現状の問題点】 敬老バスの使用回数を年 2 回として運用しているが、敬老バス使用要綱に明示されていない。また、現在236の老人クラブがあることから、使用機会の公平性や予算上の都合等を考慮すると、年 2 回が妥当か否かが疑問である。 【解決の方向性】 使用回数の妥当性について再検討する必要がある。その上で、敬老バス使用要綱に使用回数に関することを明示する必要がある。</p>	<p>現行の使用回数の妥当性につきましては、予算内での公平な利用の機会の確保に考慮するとともに、利用団体の安定した活動源として定着している状況も踏まえ検討し、使用回数を敬老バス使用要綱に明示することといたします。</p> <p style="text-align: right;">（長寿社会課）</p>	<p>○措置済 現行の年 2 回という使用回数については、予算内での公平な利用が確保できており、また、利用団体の安定した活動源として定着していることから妥当と判断し、令和 2 年 4 月 1 日付けで「敬老バス使用要綱」の改正を行い、同一団体につき年 2 回を上限とする旨を規定しました。</p> <p style="text-align: right;">（長寿社会課）</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和元年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：委託事業にかかる財務事務の執行について【意見分】

部局等名 子ども未来部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
78	<p>ワーク・ライフ・バランス推進リーディング企業育成等業務委託</p> <p>1 事業の有効性 (2) 事業の契約方法及び実施方法について</p> <p>委託先事業者の選定について</p> <p>【現状の問題点】 委託先事業者の選定について、事業内容に記載されたコンサルティング事業を実施している事業者は他に見られないわけではなく、平成30年度の委託先事業者が代替不能な存在とは言い難い。少なくとも、他に実施可能な事業者がいないことは一般競争入札等を実施しなければわからないはずである。</p> <p>【解決の方向性】 契約方法が一者随意契約であることは経済性に問題があるうえ、将来的には業務の水準にも良い影響を与えないと思われる。他の事業者に本事業に参加する機会を与えるべく一般競争入札等による委託先事業者の選定を行うべきである。</p>	<p>今後は、経済性及び民間事業者の創意工夫や専門性を生かしたより効果的な業務水準の確保に配慮して、複数の事業者を対象に一般競争入札又は公募を実施し、委託先事業者を選定することといたします。</p> <p>(子ども青少年課)</p>	<p>○措置済</p> <p>令和元年度で当該事業が終了となり、今後、同様の事業を実施する場合は、措置計画に基づいて実施いたします。</p> <p>(子ども青少年課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和元年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：委託事業にかかる財務事務の執行について【意見分】

部局等名 子ども未来部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
78	<p>ワーク・ライフ・バランス推進リーディング企業育成等業務委託</p> <p>2 契約事務の適正性</p> <p>(1) 契約金額及び予定価格の妥当性にかかる事項</p> <p>契約金額の妥当性について</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>契約方法が一者随意契約であり、予定価格の積算方法は委託先事業者からの参考見積りを基にしている。そして、その委託先事業者から提出された参考見積りの金額がほぼそのまま採用されて予定価格になっており、契約金額が妥当であるかどうかは一切担保されないこととなる。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>最も適切な方法は競争入札の採用であるが、次善の策としては、複数の事業者から参考見積りを徴取することである。</p> <p>しかし、一者随意契約を前提にしているような事業では、他の事業者が参考見積りを提示することをためらう可能性も十分に考えられるため、このような場合は、市が委託先から本事業にかかる支出の情報を入手し、契約金額の妥当性をチェックし、来年度以降の契約金額の妥当性を検証することが唯一残された方法である。</p>	<p>契約金額の妥当性を確保するため、今後は、複数の事業者を対象に参考見積りを徴取することといたします。</p> <p>(子ども青少年課)</p>	<p>○措置済</p> <p>令和元年度で当該事業が終了となり、今後、同様の事業を実施する場合は、措置計画に基づいて実施いたします。</p> <p>(子ども青少年課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和元年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：委託事業にかかる財務事務の執行について【意見分】

部局等名 子ども未来部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
81	<p>もりおか子育て応援プラザ運營業務委託</p> <p>3 委託事業の実施に対する市の関与の適正性</p> <p>(1) 業務内容やその範囲の明確化について</p> <p>契約更新条件の明示について</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>本事業の委託先事業者は、公募プロポーザルにおいて運営団体として選考され、その後は当該事業者との間で毎期随意契約を締結しており、このため他の事業者による代替可能性について十分な検討が行われていないということになる。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>毎年度の公募型プロポーザル方式による選考が、事務の効率性を考慮すると実務的ではないともいえることから、他の事業者が契約できる機会に配慮しつつ、実務的な取扱いを優先するのであれば、例えば、公募型プロポーザルの実施時に「業務委託が適正かつ円滑に実施されていると認められる場合は、市の予算措置及びその他指示事項を条件として、引き続き1年間更新する。更新は2回を限度とする。」等、プロポーザル実施要綱で契約更新条件を明示する必要がある。</p>	<p>令和2年度の委託先事業者の選定においては、公募型プロポーザルを実施することといたしました。</p> <p>今後は、本市の指定管理者制度の運用の方針に準じて、定期的に公募型プロポーザルを実施するものといたします。</p> <p>(子ども青少年課)</p>	<p>○措置済</p> <p>令和2年度の委託先事業者の選定においては、公募型プロポーザルを実施いたしました。</p> <p>(子ども青少年課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和元年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：委託事業にかかる財務事務の執行について【意見分】

部局等名 子ども未来部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
83	<p>私立児童福祉施設等運営事業委託</p> <p>1 事業の有効性 (1) 事業の有効性について</p> <p>委託内容の定期的な確認について</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>市は、母子生活支援施設に対して運営費を委託料として支弁し、委託先事業者は監護している者にかかる状況を必要な都度市に報告するが、市は、委託先事業者から定期的かつ能動的に情報収集を行っておらず、主に委託先事業者からの情報提供や、監護されている者と年に一度面談をするにとどまっている。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>市は監護されている者にかかる情報を積極的に収集するとともに、市の関係部署と連携を取り、さらなる母子生活支援を充実させるべきである。</p>	<p>今後は、監護している者の生活状況の変化に応じ適切な情報収集を行うため、1年に2回の面談を行うことを基本としながら、委託先事業者との連絡の頻度を増やし、適切な支援方針の検討につなげ、対象世帯の早期の自立の促進に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(子ども青少年課)</p>	<p>○措置済</p> <p>令和2年度において、年2回の面談を行う計画で委託しております。</p> <p>ただし、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、前期は訪問を控えることとしたため、今年度の訪問は1回となる見込であります。</p> <p>なお、委託先の施設には、随時状況を伺うなど、情報の収集を行っております。</p> <p style="text-align: right;">(子ども青少年課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和元年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：委託事業にかかる財務事務の執行について【意見分】

部局等名 子ども未来部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
83	<p>私立児童福祉施設等運営事業委託 2 契約事務の適正性 (2) その他の事務の適正性について</p> <p>適切な予算の分類項目について 【現状の問題点】 本事業において、母子生活支援施設は、母子の保護を前提に設置されるものであること、支弁する費用の主旨は扶助費的な意味合いであること、及び厚生省社会局長通知により、契約書の取り交わしを省略する事務を行ってきた。このことから、本事業における契約は、その基本的な性格として、民間の法人や個人が取り交わすいわゆる請負や委託事業にかかる契約とは趣旨が異なるものであり、これらを想起させる13節の委託料という節区分を用いることは穏当でない可能性がある。</p> <p>【解決の方向性】 事業の本旨や性格を考慮して、節区分としては20節の扶助費を用いることを検討されたい。</p>	<p>令和2年度から、扶助費として支出するよう取扱いを改めることといたします。</p> <p>(子ども青少年課)</p>	<p>○措置済 令和2年度から扶助費として支出しております。</p> <p>(子ども青少年課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和元年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：委託事業にかかる財務事務の執行について【意見分】

部局等名 農林部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
95	<p>平成30年度「もりおかの食と農バリューアップ推進事業に係る異業種連携プラットフォーム整備等支援業務委託」</p> <p>2 契約事務の適正性 (2) その他の事務の適正性について</p> <p>企画提案書評価書の記入について</p> <p>【現状の問題点】 企画提案書評価書への点数の記入について、鉛筆での記入が多数見られた。</p> <p>【解決の方向性】 下書きは鉛筆書きでも問題ないが、最終的な評価結果として残すには、不正を防止し、審査の透明性を高めるためにもペン書きとすべきであろう。</p>	<p>企画提案書評価書への点数の記入については、必ずペンを用いてインク書きにするよう、審査の都度審査員に周知徹底するとともに、回収時に担当職員が確認し、鉛筆書きのものがあった場合には改めて審査員にペンで書くように依頼することといたします。</p> <p>(農政課)</p>	<p>○措置済</p> <p>公募型プロポーザル方式の委託事業発注の際には、企画提案書評価書への点数の記入について、ペンを用いてインク書きするように審査員へ周知徹底し、担当職員がペン書きされていることを確認しております。</p> <p>(農政課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和元年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：委託事業にかかる財務事務の執行について【意見分】

部局等名 農林部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
98	<p>平成30年度「もりおかの食と農バリューアップ推進事業に係る盛岡産農畜産物を活用した消費と交流の機会創出支援業務委託」</p> <p>1 事業の有効性 (1) 事業の有効性について</p> <p>事業の検証の文書化について</p> <p>【現状の問題点】 事業遂行後に市として事業の検証は行っており、その検証結果は次年度に実施される委託事業の仕様書に反映させているとのことであったが、検証時に議論された内容については文書化されていなかった。</p> <p>【解決の方向性】 事業を円滑にかつ効果的に進めるうえで、事業を行った結果、得られた成果、その原因、必要な改善の検証を適切に行う、PDCAサイクルの「Check」を適切に行うため、さらには、事後の事業の検証可能性を確保するためにも、検証時に議論された内容について文書化すべきである。</p>	<p>例年、翌年度の委託実施方針を策定する前に、その時点では未完了ではありますが、当該年度の事業について検証し、必要に応じて次年度の事業内容に反映させる（あるいはさせない）という協議を行っていることから、今後はその協議内容について文書化し、方針策定の根拠として決裁に添付することといたします。</p> <p>(農政課)</p>	<p>○措置済</p> <p>委託事業実施方針の策定に係り、方針策定の根拠を明確にするため次年度実施事業の検討経過を文書化し、公募型プロポーザル方式の委託事業の発注の際には、決裁に添付しております。</p> <p>(農政課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和元年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：委託事業にかかる財務事務の執行について【意見分】

部局等名 農林部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
98	<p>平成30年度「もりおかの食と農バリューアップ推進事業に係る盛岡産農畜産物を活用した消費と交流の機会創出支援業務委託」</p> <p>2 契約事務の適正性</p> <p>(2) その他の事務の適正性について</p> <p>企画提案書評価書の記入について</p> <p>【現状の問題点】 企画提案書評価書への点数の記入について、鉛筆での記入が多数見られた。</p> <p>【解決の方向性】 下書きは鉛筆書きでも問題ないが、最終的な評価結果として残すには、不正を防止し、審査の透明性を高めるためにもペン書きとすべきであろう。</p>	<p>企画提案書評価書への点数の記入については、必ずペンを用いてインク書きにするよう、審査の都度審査員に周知徹底するとともに、回収時に担当職員が確認し、鉛筆書きのものがあった場合には改めて審査員にペンで書くように依頼することといたします。</p> <p>(農政課)</p>	<p>○措置済</p> <p>公募型プロポーザル方式の委託事業発注の際には、企画提案書評価書への点数の記入について、ペンを用いてインク書きするように審査員へ周知徹底し、担当職員がペン書きされていることを確認しております。</p> <p>(農政課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和元年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：委託事業にかかる財務事務の執行について【意見分】

部局等名 都市整備部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
112	<p>遊具施設点検（その1）業務委託</p> <p>1 事業の有効性 (2) 事業の契約方法及び実施方法について</p> <p>点検結果の判断基準を統一化する方策の検討について</p> <p>【現状の問題点】 当該業務は、市内を2つのエリアに区分した上で各々事業者を選定し、当該事業者が点検業務を行っている。</p> <p>平成30年度においては、委託先事業者（A）の点検結果の判定に疑義が生じ、もう一方のエリアを担当した委託先事業者から意見を聴取したところ、Aとは異なる判断となる可能性があるとの見解が出された。</p> <p>【解決の方向性】 最終的な判断は、市が現地確認や委託先事業者からの聞き取り等を行った上で実施することになるが、例えば「事故発生の可能性が高い」と判断されたものについては、判断した根拠を説明する文書の提出を求めるとを仕様書に明記する等、市が委託先事業者の判断を容易に確認できるようにする必要がある。また、少なくとも委託先事業者間における判断基準が統一されていることが求められ、判断に際して注意を要するような事案が生じた場合には、もう一方の委託先事業者にも情報提供するとともに、市担当者間での引継</p>	<p>今後において、当該業務を発注する場合は、「事故発生の可能性が高い」と判断された遊具に係る判定根拠資料を提出する旨を仕様書に明記することといたします。</p> <p>また、今後、同様の事案が生じた場合は、もう一方の受注者に情報提供及び意見聴取を行うとともに、事例集等として記録を残し、市担当者間の引継ぎを徹底していくことといたします。</p> <p style="text-align: right;">（公園みどり課）</p>	<p>○措置済</p> <p>令和2年度の当該業務委託の発注に際し、「事故発生の可能性が高い」と判断された遊具に係る判定根拠資料を提出する旨を仕様書に明記しました。</p> <p>また、今後の同様の事案の発生に備えるとともに、市担当者間の引継ぎを徹底する為、事例集を作成しました。</p> <p style="text-align: right;">（公園みどり課）</p>

	<p>ぎのためにも、事例集等の形で記録を取り纏めておくことが望ましい。</p>		
--	---	--	--

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和元年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：委託事業にかかる財務事務の執行について【意見分】

部局等名 都市整備部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
117	<p>(仮称)新盛岡バスセンター整備による中心市街地活性化のための基盤整備検討調査業務委託</p> <p>2 契約事務の適正性</p> <p>(2) その他の事務の適正性について</p> <p>企画提案書審査票の記入について</p> <p>【現状の問題点】 企画提案書審査票への点数の記入について、ほとんどの委員が鉛筆で記入していた。</p> <p>【解決の方向性】 下書きは鉛筆書きでも問題ないが、最終的な評価結果として残すには、不正を防止し、審査の透明性を高めるためにもペン書きとすべきであろう。</p>	<p>各委員において、評価を終えた後はペン書きとするよう徹底してまいります。</p> <p>また、評価結果については、担当者以外の者や他の係の者等の複数の者が相互にチェックし、透明性を確保することといたします。</p> <p>(まちなか整備室)</p>	<p>○措置済</p> <p>令和2年度においては公募型プロポーザルによる企画提案審査を実施しておりませんが、今後実施する際は、令和元年度包括外部監査の意見において指摘された問題点を踏まえて対応することを徹底しております。</p> <p>(まちなか整備室)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和元年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：委託事業にかかる財務事務の執行について【意見分】

部局等名 教育委員会

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
124	<p>盛岡市松園地区公民館児童健全育成事業業務委託</p> <p>1 事業の有効性 (2) 事業の契約方法及び実施方法について</p> <p>指定管理者制度導入の検討について</p> <p>【現状の問題点】 松園児童センターの管理・事業運営と松園地区公民館の児童健全育成事業は同一の事業者が受託しており、その事業内容や目的も関連性があるにもかかわらず、それぞれ市との契約形態が異なっている。</p> <p>【解決の方向性】 本事業の対象である松園地区公民館についても、松園児童センターのように指定管理者制度を導入することによって、より経済性や効果を勘案した事業の実施が期待できるのではないかと考えられる。</p> <p>ただし、松園地区公民館の施設内に併設している松園連絡所で取り扱っている証明書等の交付事務は、現行制度上指定管理者に実施させることはできないため、導入を議論する際には市が行う事業をトータルで見ると効率化が進むかどうかを検討する必要がある。</p>	<p>指定管理者制度の導入が、関連する証明書等の交付事務や児童健全育成事業を含め、市全体として、事業の効率化につながるかどうか、研究し、導入の可否を検討してまいります。</p> <p>(生涯学習課) (松園地区公民館)</p>	<p>○措置済</p> <p>児童健全育成事業に指定管理者制度を導入するためには、建物の一部を用途変更し、専用とする必要があり、現状と比較して、建物の管理や利用の面で、効率が低下するものと考えます。</p> <p>また、現在、契約形態は異なりますが、運営については、松園児童センターと同じ事業者により一体的に行われているところであり、指定管理者制度の導入により、事業者の選定・契約については、事務の軽減につながると考えますが、事業の運営面においては、経済性・効果が特に見込めないことから、指定管理者制度については、導入しないものと判断したものです。</p> <p>(生涯学習課) (松園地区公民館)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和元年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：委託事業にかかる財務事務の執行について【意見分】

部局等名 教育委員会

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
129	<p>盛岡市都南学校給食センター調理等業務委託</p> <p>1 事業の有効性 (2) 事業の契約方法及び実施方法について</p> <p>長期継続契約の導入について</p> <p>【現状の問題点】 給食調理を行う本事業は、市側と受託者側双方において長期継続的に契約を行うことのメリットがあると考えられるが、当該事業だけでなく、市においては総じて役務提供にかかる委託事業への長期継続契約が進んでいない現状がある。</p> <p>【解決の方向性】 長期継続契約を行う場合のメリット及びデメリットを検討しつつ、その導入可否を議論されたい。</p>	<p>当該業務を実施する上での長期継続契約の導入の可否について、令和3年度予算編成に向けて検討してまいります。</p> <p>(学務教職員課) (都南学校給食センター)</p>	<p>○措置済</p> <p>長期継続契約の導入の可否について検討した結果、地方自治法施行令第167の17条に基づく盛岡市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（平成17年条例第46号）第2条に規定するとおり、継続的に物品の貸借等を伴う、又は機器設置等の準備期間が必要な役務の提供を受ける契約について、長期継続契約を締結することができる」と整理し、調理業務委託については、契約は4月1日から3月31日までであるものの、春休み期間中で事業者の変更が不可能ではないこと、及び機器等の貸借等がないことから、長期継続契約を締結できる契約ではないと判断いたしました。</p> <p>(学務教職員課) (都南学校給食センター)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和元年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：委託事業にかかる財務事務の執行について【意見分】

部局等名 教育委員会

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
132	<p>盛岡市玉山学校給食センター調理等業務委託</p> <p>1 事業の有効性 (2) 事業の契約方法及び実施方法について</p> <p>長期継続契約の導入について</p> <p>【現状の問題点】 給食調理を行う本事業は、市側と受託者側双方において長期継続的に契約を行うことのメリットがあると考えられるが、当該事業だけでなく、市においては総じて役務提供にかかる委託事業への長期継続契約が進んでいない現状がある。</p> <p>【解決の方向性】 長期継続契約を行う場合のメリット及びデメリットを検討しつつ、その導入可否を議論されたい。</p>	<p>当該業務を実施する上での長期継続契約の導入の可否について、令和3年度予算編成に向けて、検討してまいります。</p> <p>(学務教職員課) (玉山学校給食センター)</p>	<p>○措置済</p> <p>長期継続契約の導入の可否について検討した結果、地方自治法施行令第167の17条に基づく盛岡市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（平成17年条例第46号）第2条に規定するとおり、継続的に物品の貸借等を伴う、又は機器設置等の準備期間が必要な役務の提供を受ける契約について、長期継続契約を締結することができる」と整理し、調理業務委託については、契約は4月1日から3月31日までであるものの、春休み期間中で事業者の変更が不可能ではないこと、及び機器等の貸借等がないことから、長期継続契約を締結できる契約ではないと判断いたしました。</p> <p>(学務教職員課) (玉山学校給食センター)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。